

2024 年結婚新生活支援事業補助金に関して

【ご意見】（令和 6 年 6 月 11 日受付）

お世話になっております。

令和 3 年に千曲市で入籍しました。

住宅を購入したのは令和 4 年になります。

今回の助成金の対象外だと問い合わせたところ言われてしまいました。

少しおかしいと思います。

何故、対象の入籍年が決められているのでしょうか??

結婚して、直ぐに住宅を購入するのはかなり今のご時世無理があります。

そんな若者を助ける助成金のはずが、入籍年が令和 3 年のために受けられない…。なんのための助成金でしょうか???

移住者だけの助成金ですか？

結婚した年が若すぎると受けられないのですか？

そういう人にこそ助成金のはず。

年齢と、前年度の収入だけで、条件としては良いはずではないのでしょうか??

移住者だけではなく今住んでいる若者にも目を向けて欲しいです。

是非ともご検討の程よろしくお願いいたします。

このたびは貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。お寄せいただきました内容につきまして、下記のとおりご回答申し上げます。

【回答】

結婚新生活支援事業は、国の制度に基づき、これから夫婦として結婚生活をスタートさせようとする若い世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用を支援することを目的として実施しております。

対象となる経費には、住宅の購入費用のほか、家賃・敷金・礼金、また、リフォーム費用や引っ越しの費用等も含まれております。本事業は、結婚した若い世代への住宅購入の補助だけを目的とするものではなく、経済的な不安から結婚を先送りするという状況を減らすための取り組みとなっております。

千曲市においては平成31年度より実施しており、以降毎年度ごとに申請を受け付けております。現在は令和6年度の申請受付期間であり、対象となるのは令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻届を提出し受理された世帯としております。そのため、令和3年に婚姻された申出者様には対象とならない旨の回答をさせていただきました。

説明不足によりご不快な印象を与えてしまったことをお詫び申し上げますとともに、本事業の目的・趣旨について、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

担当　こども未来課